

# 変更届出の手引き

## 【介護老人福祉施設】 【地域密着型介護老人福祉施設】 （特別養護老人ホーム併設の） 【短期入所生活介護】 【介護予防短期入所生活介護】 編

既に、申請・届出している事項に変更が生じた場合、10日以内に「指定居宅サービス事業者等変更届出書」（以下「変更届出書」という。）及び添付書類を岡山市（事業者指導課）へ1部提出する必要があります。

なお、『事業所（施設）の移転・増改築』、『入所（利用）定員の変更』、その他重要な変更については、必ず事前協議を行ってください。

（事前協議について）

- ①持参資料：基準（人員、設備）が確認できる書類（届出書類と同等程度が望ましい）。
- ②協議時期：建築等を伴う変更の場合は、その図面の変更が容易な時期。
- ③相談者：必ず事業者（管理者等の責任をもって回答ができる者）が来庁してください。

**※設計コンサルタントや建築業者のみでの相談は不可。**

- ④予約：電話で市担当者の都合を確認してください。

### 1 提出先

〒700-0913

岡山市北区大供3-1-18 KSB会館4階

岡山市 保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課 施設係

TEL:086-212-1014 FAX:086-221-3010

メールアドレス:ji-shidou@city.okayama.lg.jp

### 2 変更の届出が必要な事項

- (1) 事業所(施設)の名称
- (2) 事業所(施設)の所在地(開設場所)
- (3) 申請者(開設者)の名称
- (4) 申請者(開設者)の主たる事務所(本社)の所在地
- (5) 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (6) 登記事項証明又は条例等(当該事業に関するものに限る。)
- (7) 施設と本体施設との移動経路及び方法等
- (8) 事業所(施設)の種別 ※本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設型の別
- (9) 併設する施設がある場合の当該併設する施設の概要
- (10) 事業所(施設)の建物の構造概要、平面図及び設備概要
- (11) 入院患者又は入所者の定員  
※空床利用を行っている短期入所生活介護において、本体施設の定員が変更された場合
- (12) 管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (13) 運営規程
- (14) 協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関の名称、診療科名及び契約の内容
- (15) 介護支援専門員の氏名及び登録番号

- ※ (7)は、「サテライト型居住施設の地域密着型介護老人福祉施設」についてのみ該当
- ※ (9)、(15)は「介護老人福祉施設」「地域密着型介護老人福祉施設」についてのみ該当
- ※ (8)、(11)は「短期入所生活介護」「介護予防短期入所介護」についてのみ該当

### 3 提出書類等

【注1】同時に複数の項目の変更を届出する場合、重複する書類は省略可能です。

【注2】変更届出書（様式第4号）の「（変更前）」及び「（変更後）」欄は具体的に記載してください。

【注3】必要に応じて、下記記載の添付書類の他に書類を求めることがあります。

変更内容	提出書類
(1) 事業所(施設)の名称  <b>【介護老人福祉施設】</b> <b>【地域密着型介護老人福祉施設】</b> <b>【短期】 【予防短期】</b>	①変更届出書（様式第4号） ②付表13（介護老人福祉施設） ③付表6（地域密着型介護老人福祉施設） ④付表8-2（（介護予防）短期入所生活介護） ⑤運営規程  (注意) ・運営規程（施設（事業所）の名称）の変更が必要 → <b>【(13)運営規程】</b> を参照
(2) 事業所(施設)の所在地(開設場所)  <b>※移転を伴う場合 事前協議が必要</b>  <b>【介護老人福祉施設】</b> <b>【地域密着型介護老人福祉施設】</b> <b>【短期】 【予防短期】</b>	①変更届出書（様式第4号） ②付表13（介護老人福祉施設） ③付表6（地域密着型介護老人福祉施設） ④付表8-2（（介護予防）短期入所生活介護） ⑤事業所・施設の位置図（住宅地図の写し等）（※変更がある場合のみ添付）  (注意) ・事業所（施設）の移転の場合は、 <b>【(10)事業所(施設)の建物の構造概要、平面図及び施設概要】</b> にも該当 → <b>(10)</b> を参照  ・運営規程に事業所（施設）の所在地の記載がある場合は、運営規程の変更が必要 → <b>【(13)運営規程】</b> を参照
(3) 申請者(開業者)の名称  <b>【介護老人福祉施設】</b> <b>【地域密着型介護老人福祉施設】</b> <b>【短期】 【予防短期】</b>	①変更届出書（様式第4号） ②申請者（開業者）の登記事項証明書(又は条例、指定管理協定書等)
(4) 申請者(開業者)の主たる事務所(本社)の所在地  <b>【介護老人福祉施設】</b> <b>【地域密着型介護老人福祉施設】</b> <b>【短期】 【予防短期】</b>	①変更届出書（様式第4号） ②申請者（開業者）の登記事項証明書(又は条例、指定管理協定書等)

<p>(5) 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p><b>【介護老人福祉施設】</b> <b>【地域密着型介護老人福祉施設】</b> <b>【短期】 【予防短期】</b></p>	<p>①変更届出書（様式第4号） ②申請者（開設者）の登記事項証明書（又は条例、指定管理協定書等） ③誓約書（介護老人福祉施設）用、（地域密着型サービス）用、（居宅サービス）用、（介護予防サービス）用 ※誓約書は代表者の交代がある場合のみ添付  ※誓約書には自署又は押印が必要</p>
<p>(6) 登記事項証明書又は条例等 <u>（当該事業に関するものに限る。）</u></p> <p><b>【介護老人福祉施設】</b> <b>【地域密着型介護老人福祉施設】</b> <b>【短期】 【予防短期】</b></p>	<p>①変更届出書（様式第4号） ②申請者（開設者）の登記事項証明書（又は条例、指定管理協定書等）</p>
<p>(7) 施設と本体施設との移動経路及び方法等</p> <p><b>【地域密着型介護老人福祉施設】</b></p>	<p>①変更届出書（様式第4号） ②本体施設の概要 ・パンフレット等の本体施設の概要が分かるものを添付 ③施設と本体施設との移動経路及び方法並びに移動に要する時間が分かるものを添付（周辺地図への記載等）</p>
<p>(8) 事業所（施設）の種別 <b>（本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設型の別）</b></p> <p><b>【短期】 【予防短期】</b></p>	<p>①変更届出書（様式第4号） ②付表13（介護老人福祉施設） ③付表6（地域密着型介護老人福祉施設） ④付表8-2（（介護予防）短期入所生活介護） ⑤併設する施設の概要（※併設型に変更する場合のみ添付） ・パンフレット等の併設施設（事業所）の概要が分かるものを添付</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注意) 空床利用型を選択する場合は、「（介護予防）短期入所生活介護」の運営規程（定員）に空床利用ができる旨を記載すること</p> </div>
<p>(9) 併設する施設がある場合の当該併設する施設の概要</p> <p><b>【介護老人福祉施設】</b> <b>【地域密着型介護老人福祉施設】</b></p>	<p>①変更届出書（様式第4号） ②付表13（介護老人福祉施設） ③付表6（地域密着型介護老人福祉施設） ④併設する施設の概要 ・パンフレット等の併設施設（事業所）の概要が分かるものを添付</p> <p style="text-align: right;">〈※変更がある場合のみ添付〉 〈※変更がある場合のみ添付〉</p>

<p>(10) 事業所(施設)の建物の構造概要、平面図及び設備概要</p> <p><b>※事前協議が必要</b></p> <p><b>【介護老人福祉施設】</b></p> <p><b>【地域密着型介護老人福祉施設】</b></p> <p><b>【短期】 【予防短期】</b></p>	<p>①変更届出書 (様式第4号)</p> <p>②付表13 (介護老人福祉施設) &lt;※変更がある場合のみ添付&gt;</p> <p>③付表6 (地域密着型介護老人福祉施設) &lt;※変更がある場合のみ添付&gt;</p> <p>④付表8-2 ( (介護予防) 短期入所生活介護) &lt;※変更がある場合のみ添付&gt;</p> <p>⑤事業所・施設の平面図 → P6 &lt;4 添付書類の注意事項①&gt; を参照</p> <p>⑥写真 &lt;※工事中は不可&gt; → P6 &lt;4 添付書類の注意事項②&gt; を参照</p> <p>⑦建物の使用権限を証明できる書類 &lt;※建物の移転がある場合のみ添付&gt; ・建物の「登記事項証明書」又は「登記済権利証(写)」</p> <p>⑧施設内診療所の開設許可証の写し &lt;※変更がある場合のみ添付&gt;</p> <p>⑨建築物関連法令協議記録報告書 &lt;※変更がある場合のみ添付&gt;</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>(注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増改築等に伴い、「定員」が変更になる場合は、運営規程の変更が必要 → <b>【(13)運営規程】</b> を参照</li> <li>・介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設)に併設する施設に変更がある場合は、<b>【(9)併設する施設がある場合の当該併設する施設の概要】</b>の変更が必要 → (9) を参照</li> </ul> </div>
<p>(11) 入院患者又は入所者の定員(空床利用を行っている短期入所生活介護において、本体施設の定員が変更された場合)</p> <p><b>【短期】 【予防短期】</b></p>	<p>①変更届出書 (様式第4号)</p> <p>②付表13 (介護老人福祉施設)</p> <p>③付表6 (地域密着型介護老人福祉施設)</p> <p>④事業所・施設の平面図 → P6 &lt;4 添付書類の注意事項①&gt; を参照</p> <p>⑤写真 &lt;※工事中は不可&gt; → P6 &lt;4 添付書類の注意事項②&gt; を参照</p>

<p>(12) 管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p><b>【介護老人福祉施設】</b> <b>【地域密着型介護老人福祉施設】</b> <b>【短期】 【予防短期】</b></p>	<p>①変更届出書（様式第4号） ②付表13（介護老人福祉施設） ③付表6（地域密着型介護老人福祉施設） ④付表8-2（（介護予防）短期入所生活介護） ⑤資格証等の写し（※旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付） ・資格証等の写し又は実務経験証明書（管理者）を添付すること ※実務経験証明書は、原本又は原本証明でも可 ⑥従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護） ・変更日の属する月のものを添付 ※管理者のみの記載で可 ・他の事業所（施設）と兼務がある場合には、兼務先の勤務形態一覧表も添付すること ⑦雇用契約書（継続雇用の場合は辞令等の写しでも可） ・辞令等の場合は、本人による署名（住所、氏名、就業開始年月日）が必要 ・管理者が法人役員の場合は、「管理者業務に従事していることの申立書」（施設等の名称・勤務時間・勤務内容等を明記したもの）を添付 ⑧誓約書（介護老人福祉施設）用、（地域密着型サービス）用、（居宅サービス）用、（介護予防サービス）用 ※誓約書には自署又は押印が必要 ※上記のうち、管理者の改姓又は住所変更のみの場合は⑤～⑧は不要</p>
<p>(13) 運営規程</p> <p><b>※定員変更の場合 事前協議が必要</b></p> <p><b>【介護老人福祉施設】</b> <b>【地域密着型介護老人福祉施設】</b> <b>【短期】 【予防短期】</b></p>	<p>①変更届出書（様式第4号） ・（変更前）及び（変更後）欄に変更内容を記載すること（別紙（変更内容を記載したもの）を添付でも可） ②付表13（介護老人福祉施設）（※変更がある場合のみ添付） ③付表6（地域密着型介護老人福祉施設）（※変更がある場合のみ添付） ④付表8-2（（介護予防）短期入所生活介護）（※変更がある場合のみ添付） ⑤運営規程 <b>（入所（利用）定員変更の場合は、次の⑥～⑧を添付）</b> ⑥従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護） ・変更日の属する月のものを添付 ・他の事業所（施設）と兼務する従業者がいる場合には、兼務先の勤務形態一覧表も添付すること ⑦資格証等の写し（※資格を要する職種のみで可） ・旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付すること ⑧特別養護老人ホームの認可書の写し（※短期入所の場合は添付不要） ※老人福祉法の規定による入所定員増加認可に係る【特別養護老人ホームの設置認可書】等の写し ※「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更の届出は、年1回とする。</p>
<p>(14) 協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関の名称、診療科名及び契約の内容</p> <p><b>【介護老人福祉施設】</b> <b>【地域密着型介護老人福祉施設】</b> <b>【短期】 【予防短期】</b></p>	<p>①変更届出書（様式第4号） ②付表13（介護老人福祉施設） ③付表6（地域密着型介護老人福祉施設） ④付表8-2（（介護予防）短期入所生活介護） ⑤協力病院等（協力歯科医療機関）との契約書（写）</p>

<p>(15) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号</p> <p><b>【介護老人福祉施設】</b> <b>【地域密着型介護老人福祉施設】</b></p>	<p>① 変更届出書（様式第4号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（変更前）欄に「<u>就業終了日</u>」、「氏名」を、</li> <li>（変更後）欄に「<u>就業開始日</u>」、「氏名」を記載すること</li> </ul> <p>② 付表13（介護老人福祉施設） <span style="float: right;">〈※変更がある場合のみ添付〉</span></p> <p>③ 付表6（地域密着型介護老人福祉施設） <span style="float: right;">〈※変更がある場合のみ添付〉</span></p> <p>④ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・併設短期入所生活介護）</p> <p>〈※介護支援専門員のための記載で可〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更日の属する月のものを添付</li> <li>・ 他の事業所（施設）と兼務がある場合には、兼務先の勤務形態一覧表も添付すること</li> </ul> <p>⑤ 介護支援専門員証の写し <span style="float: right;">〈※登録証は不可〉</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧姓等の場合は、戸籍抄本等を添付すること</li> </ul> <p>⑥ 介護支援専門員一覧表</p>
--	--

#### 4 添付書類の注意事項

##### ① 平面図（A4判又はA3判）

(1) 平面図は、事業所（施設）全体のもの（各室の用途・面積・寸法を明示）とし、色ペンで囲む等、変更箇所が明確に分かるようにすること。

また、専用又は共用部分を色塗りするなど明確にすること。

(2) 平面図には基準上必要とされる設備の面積を記載すること。

「居室」、「食堂」、「機能訓練室」、「共同生活室」の面積は、**壁芯面積と内法面積を2段階書き**で記載すること。

※居室内にトイレがある場合は、居室とトイレの面積は別々に記載すること。

(3) 各廊下の幅は、「片廊下」・「中廊下（※）」ごとに**最狭部の幅（手すりを除いた内法）**を記載すること。

※「中廊下」とは、その両側に居室、静養室、食堂、浴室、便所、医務室、機能訓練室等、入所者の日常生活に直接使用する設備があるもの。

(注) H14改正省令施行以前に整備した特別養護老人ホームのうち、増改築等した部分以外については、壁心面積のみの記載で可とする。

##### ② 写真

(1) A4判用紙に変更箇所の写真（原則2方向以上から撮影）を添付し、番号及び設備の名称を記載すること。

また、上記【①平面図】に撮影方向を矢印で明示し、写真にも対応した番号を記載すること。

(2) 各事業所（施設）の用途に従い、**適切に使用できる状態であることが明確に分かるもの**であること。